

八街市告示第190号

指定納付受託者の所在地変更について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により指定した指定納付受託者より、所在地変更に係る届出があったので、同条第4項及び八街市財務規則第51条第2項の規定により告示します。

令和8年6月29日

八街市長 北村新司

1 指定納付受託者の所在地及び名称

変更前 東京都品川区上大崎三丁目1番1号
株式会社トラストバンク

変更後 東京都港区北青山二丁目14番4号
株式会社トラストバンク

2 所在地変更日 令和8年7月21日